

産学連携による実践型人材育成事業
ーサービス・イノベーション人材育成ー
公募関係資料（案）

1. 公募要領
2. 審査要項
3. 審査基準
4. 申請書（様式）
5. 申請書作成・記入要領
6. 評価書（書類審査用）
7. 面接審査要項
8. 評価書（面接審査用）

産学連携による実践型人材育成事業

サービス・イノベーション
人材育成 推進プログラム

公募要領

平成 1920 年 4 月

文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 対象とするプロジェクト	1
	(2) 申請にあたっての留意事項	1
	(3) 申請件数・申請者等	2
	(4) 実施期間	2
	(5) 事業の実施状況調査・最終評価	2
	(6) 事業規模及び選定予定件数	3
3	選定方法等	3
4	申請手続等	
	(1) 申請書	3
	(2) 申請手続	3
	(3) 選定結果の通知	4
	(4) 公表	4
	(5) 契約等	4
5	留意事項	5
6	問い合わせ先・スケジュール	5

1 事業の背景・目的

我が国をはじめ主要先進国における産業構造の変化の中で、年々、経済に占めるサービス産業の割合が増加し続けており、今やサービス産業は製造業とともに経済を支える「双発のエンジン」となっています。しかし一方、サービス産業の生産性は米国などに比べて総じて低位に止まっており、製造業との比較においても、生産性の伸びが他の先進諸国以上に低い状況にあります。

このように、サービス産業の重要性が高まる一方で、生産性が低いという状況は国としての競争力に関わる問題であり、対策を講ずべき喫緊の課題となっております。

「産学連携による実践型人材育成事業－サービス・イノベーション人材育成－推進プログラム」は、これらの課題に応えるため、ビジネス知識、IT知識、人間系知識等の分野融合的な知識を兼ね備え、サービスに関して高いレベルの知識と専門性を有するとともに、サービスにおいて生産性の向上やイノベーション創出に寄与しうる資質をもった人材を育成するための教育プログラムの開発を文部科学省が大学に委託するものです。

2 事業の概要

(1) 対象とするプロジェクト

大学学部又は大学院（修士課程（博士（前期）課程を含む）・博士課程（博士（後期）課程を含む）・専門職大学院）の教育課程において、経済活動における「サービス」を対象としてとらえた新たな学問体系を確立し、サービスに関して高いレベルの知識と専門性を備え、生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる人材を育成するための教育プログラムの開発及びそれをもとに教育を実施するプロジェクトを対象として募集します（教員個人による取組は対象外とします）。

(2) 申請にあたっての留意事項

- ① 開発する教育プログラムの内容（カリキュラム、学生数等）、それによって育成される人材像及び教育効果が明確なものとなっていること。
- ② 特定のサービス分野の産業・業種の人材育成に特化したプロジェクトではなく、あらゆるサービス分野の土台となる知識・スキルを分野横断的に扱うことにより、広くサービス全般において生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる人材の育成を目的としたものであること。
※ プロジェクトを実施する際に、特定の産業分野を事例として活用することは可能です。

- ③ 教育プログラムの開発にあたり、何らかの形で民間企業等、外部からのインプットを反映するものとなっていること。
- ④ 委託期間終了後も自立的かつ発展的な運営を行っていくための計画が明確であること。
- ⑤ プロジェクトの開発・実施を通じて得られた成果について、フォーラムや大学のWebサイト等を活用し、積極的に他の大学へ情報発信し、普及するための方策が明確であること。
- ⑥ 教育プログラムが、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の教育課程あるいはその一部として位置付けられうるものであること。

(3) 申請件数・申請者等

- ① 申請件数については、申請する大学が単独で実施するプロジェクト（単独プロジェクト）及び申請する大学が他の大学と共同で実施するプロジェクト（共同プロジェクト）それぞれ1件までとします。
- ② 本事業の申請は、プロジェクトの取組責任者が所属する大学の学長が文部科学大臣あてに行うものとします。
- ③ 申請内容の詳細については、「[産学連携による実践型人材育成事業－サービス・イノベーション人材育成推進プログラム](#)申請書作成・記入要領」を参照してください。

(4) 実施期間

事業の実施期間は、原則として3年間を予定しています。

(5) 事業の実施状況調査・最終評価

- ① 事業の実施状況調査
採択されたプロジェクトについては、その効果的・効率的な推進に資するため、必要に応じて「サービス・イノベーション人材育成推進委員会」による事業の実施状況調査の実施を予定しております。
- ② 最終評価
事業終了時には、「サービス・イノベーション人材育成推進委員会」において、最終評価を行うこととします。

(6) 事業規模及び選定予定件数

プロジェクトの事業の上限額は年間概ね3千万円程度（3年間継続）とし、選定件数は5件程度を予定しています。

3 選定方法等

プロジェクトの選定は、「サービス・イノベーション人材育成推進委員会」において行います。

選定方法等については、「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム審査要項」を参照してください。

4 申請手続等

(1) 申請書

- ① 「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、文部科学大臣あてに申請してください。
- ② 申請書は、提出後の差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定の対象とされないことがあります。
- ③ 提出された申請書は、返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

(2) 申請手続

申請書類は平成19年~~6~~月~~29~~日（金）までに提出してください。

郵送の場合は、配達証明ができる方法（配達記録、小包、簡易書留等）で余裕をもって発送してください。

いずれの方法においても期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けません。

【提出部数】

・「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム申請書」

(両面印刷・穴あけ・のり付け) 30部

・申請書のデータをCD-R(W)にPDFファイルとして保存したもの 1枚

【持参先及び郵送先】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内霞が関2-5-13-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育教育振興係

(3) 選定結果の通知

申請された大学には、学長あてに選定結果を通知いたします(8-7月下旬頃予定)。

(4) 公表

募集締切後、申請大学名及びプロジェクト名を公表する予定です。また、選定されたプロジェクトについても選定大学名及びプロジェクト名を公表する予定です。

(5) 契約等

- ① 選定されたプロジェクトについては、国と大学の設置者との間で委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、文部科学省が定める要領に則り委託契約に係る諸手続が必要となります。
- ② 申請の際、平成19-20年度における事業計画の所要経費の積算を提出していただくこととなりますが、委託契約額として大学に措置する事業経費は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- ③ 本プログラム事業に申請しようとするプロジェクトが、他のプログラム事業の委託金あるいは補助金等により経費措置を受けている場合は、本プログラム事業に申請することはできません。プロジェクトを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業と十分整理した上で申請してください。
- ④ 申請されたプロジェクトが採択された場合、次年度以降の委託契約額については、予算の状況により減額させていただくこともありますのでご注意ください。
- ⑤ 採択された大学に対しては、今後、文部科学省より、プロジェクトの成果を活用した各種調査研究やフォーラム等の開催への協力を依頼する場合がありますのであらかじめ御了承ください。

5 その他留意事項

本委託事業により開発された教育プログラム等のコンテンツやそれに係る知的財産権については、一定の条件の下で、受託者に帰属することとなります。

※ 「一定の条件」とは、「産業活力再生特別措置法（平成11年8月13日法律第131号）第30条」及び「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年6月4日法律第81号）第25条に規定されています。

6 問い合わせ先・スケジュール

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区丸の内霞が関~~2-5-13-2-2~~
文部科学省高等教育局専門教育課科学・技術教育教育振興係
(~~霞が関コモンゲート東館14階~~文部科学省仮庁舎6階)
電話：03-5253-4111（代表）
内線~~25042992~~
FAX：03-6734-3389
ホームページ：<http://www.mext.go.jp>

《スケジュール》

○申請書の提出期限：平成~~19~~20年~~6~~月~~29~~日（金）（必着）

○選定結果の通知（予定）：平成19年~~8~~7月~~下~~上旬頃

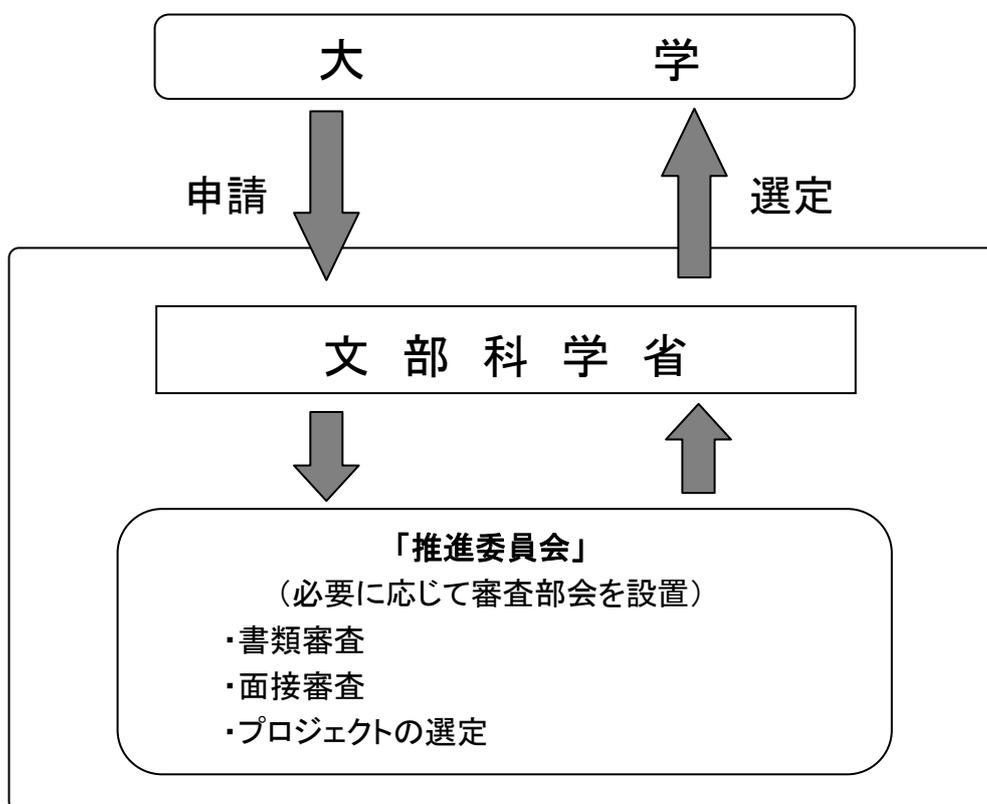
産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム
審査要項

I 本事業の趣旨

本事業は、ビジネス知識、IT知識、人間系知識等の分野融合的な知識を兼ね備え、サービスに関して高いレベルの知識と専門性を有するとともに、サービスにおいて生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる資質をもった人材の育成を推進することを目的とする。

II 本事業の審査

審査の客観性を担保するため、サービス・イノベーション人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、書類審査及び面接審査を実施した上で合議審査によりプロジェクトを選定する。



Ⅲ 審査方針

本事業におけるプロジェクトの選定に当たっては、次の点に留意する。

【① 総論】

- ①-1 ビジネス知識、IT知識、人間系知識等の分野横断的な知識を兼ね備え、サービスに関して高いレベルの知識と専門性を有するとともに、サービスにおいて生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる資質をもった人材を育成するにふさわしい教育プログラムを開発しうるプロジェクトであるか。
- ①-2 企業等において先導的役割を担う人材を育成するにふさわしい出口を意識したプロジェクトであるか。

【② プロジェクトの内容について】

- ②-1 開発する教育プログラムの内容（カリキュラム、学生数等）が明確なものとなっており、新規性・進歩性を有するか。
- ②-2 経済活動における「サービス」を対象としてとらえた新たな学問体系を確立し、広くサービス全般において生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる俯瞰的な人材の育成を目指したものであるか。

【③ プロジェクトの実施計画について】

- ③-1 プロジェクトの目標や目的を達成するための実施計画が具体的かつ明確に設定されているとともに、これまでの実績等も踏まえ、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ③-2 取組責任者のリーダーシップのもと、目標達成に必要な学内関係部局との連携体制や教員組織の整備、運営委員会の設置など、プロジェクトを効果的に実施できるマネジメント体制となっているか。
- ③-3 教育プログラムの開発にあたり、何らかの形で民間企業等外部からのインプットを反映するものとなっているか
- ③-4 教育プログラムが、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の教育課程あるいはその一部として位置付けられうるものであるか。

【④ プロジェクトの有効性について】

- ④-1 プロジェクトの成果がサービス・イノベーションの実現への効果として期待できるものになっているか。
- ④-2 プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策が明確であり、他大学への波及効果が期待できるか。

【⑤ プロジェクトの評価体制について】

- ⑤-1 組織としてプロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ⑤-2 評価結果を教育研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムの整備又は計画がなされているか。

【⑥ 委託期間終了後の方針について】

- ⑥-1 委託期間終了後、自立かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されているか。

IV その他

1 開示・非開示

(1) 推進委員会の審議内容の取扱いについて

- ① 推進委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。ただし、次に掲げる場合であって推進委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。
 - 1) プロジェクトの選定・評価に関する調査・審議の場合
 - 2) その他推進委員会委員長が公開することが適当でない判断した場合
- ② 推進委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、選定・評価に関する調査・審議の場合は非公開とする。
- ③ 選定されたプロジェクトは、文部科学省Webサイトへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(2) 委員等氏名について

推進委員会委員の氏名は、予め公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の書類審査及び面接審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が所属している大学からの申請
- ・委員が所属している企業等と連携した取組の申請
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請

産学連携による実践型人材育成—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム 審査基準

「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**」の審査は、サービス・イノベーション人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、この審査基準に従い行うものとする。

1. 書類審査

推進委員会は、「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**申請書」について、「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**審査要項」（以下「審査要項」という。）中、「Ⅲ 審査方針」の各項目に留意し、個別に書類審査を行う。当該審査の結果をもとに、推進委員会の合議によって、表1に示す区分により、面接審査の対象となるプロジェクトを決定する。

表1

区 分	評 価
A	面接審査を実施する。
B	面接審査を実施しない。

2. 面接審査

推進委員会は、「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**面接審査要項」に従って面接審査を行い、表2に示す区分により評価を行う。

表2

区 分	評 価
4	このプロジェクトは、審査要項に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
3	このプロジェクトは、審査要項に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
2	このプロジェクトは、審査要項に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
1	このプロジェクトは、審査要項に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。

3. プロジェクトの選定

推進委員会は、面接審査の結果をもとに、合議によって表3に示す区分により総合評価を行い、選定すべきプロジェクトの決定を行う。なお、区分Bの「余裕があれば選定する」との評価となったプロジェクトについては、推進委員会委員長が予算の執行状況を踏まえ選定について決定する。

表3

区 分	評 価
A	選定する。
B	余裕があれば選定する。
C	選定しない。

**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進
プログラム
申請書（様式）**

●プロジェクト 名称：

●設置形態 1 国立 2 公立 3 私立

●大学名等

●学 長 名

●所在地 (郵便番号)

●取組責任者

所属部局

職 名

氏 名

電話番号

●事務担当者

所属部局

職 名

氏 名

電話番号

F A X 番号

E-mail アドレス

●連携する大学 (共同申請の場合)

大 学 名：

部 局 名：

担 当 者 名：

電 話 番 号：

U R L：

(様式1)

大学名

1 プロジェクトの内容等について

(1) プロジェクトの概要(200字以内)

(2) プロジェクトの内容について(開発する教育プログラムの具体的内容(カリキュラム、学生数等)等)

(3) プロジェクトの実施計画について(連携体制・協力内容等も含む)

(4) プロジェクトの有効性について

(5) プロジェクトの評価体制について

(6) 委託期間終了後の方針について

(様式2)

大学名

2 プロジェクトに係る経費

本事業の対象となる経費は、「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム」の遂行に必要な経費に限定されます。

平成1920年度～2122年度までのプロジェクトに係る予定経費（年度毎に記載してください）

【平成〇〇年度】

(単位：千円)

経費区分	経費	積算内訳
<旅費>		
<人件費>		
<事業推進費>		
小計		

合計	千円
----	----

産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム

申請書作成・記入要領

「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**」の選定のための審査は、各大学から提出される「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**申請書」（以下「申請書」という。）を基に行われます。申請書は、以下の一般的留意事項並びに作成・記入方法に従って作成してください。

なお、申請書提出後の差し替えや訂正は認めません。

1. 一般的留意事項について

- (1) 申請書は、この作成・記入要領に基づいて作成してください。
- (2) 申請書は、原則として、パソコン（又はワープロ）を使用し、以下の書式に合わせて作成してください。

判の大きさ	A 4 判縦型
文字の大きさ	11ポイント
フォント名	ゴシック体
1行当たりの文字数	40字
1ページ当たりの行数	40行
文字方向	横書き

- (3) 申請書の作成は、所定の様式によることとし、改変（項目の順序変更等）はできません。
- (4) 提出部数は、両面印刷・穴あけ・のり付けしたものを30部、CD-R(W)を1枚とします。
- (5) CD-R(W)は、申請書を1つのPDFファイル（ファイル名は大学名）として保存したものを提出してください。なお、CD-R(W)に大学名を記入したラベルを貼付してください。

2. 作成・記入方法について

- (1) 「プロジェクト」の欄には、プロジェクトの内容を端的に表す名称を記入してください。
- (2) 「設置形態」の欄には、プロジェクトの取組責任者が所属する大学の設置形態について、該当する番号に○印を付けてください。
- (3) 「大学名等」の欄には、プロジェクトを実施する大学、学部（又は研究科）及び学科（又は専攻）の名称を記入してください。
- (4) 「学長名」の欄には、プロジェクトの取組責任者が所属する大学の学長名を記入してください。
- (5) 「所在地」の欄には、プロジェクトの取組責任者が所属する大学の郵便番号と住所を記入してください。
- (6) 「取組責任者」の欄には、プロジェクトにおいて中心的役割を果たす方の所属部局、氏名等を記入してください。
- (7) 「事務担当者」の欄には、申請に係る事務担当者~~（課長又は係長相当職の方）~~の所属部局、氏名等を記入してください。
- (8) 「連携する大学」の欄には、共同申請の場合に、連携する~~（予定を含む）~~大学の名称、担当者名等を記入してください。なお、「担当者名」の欄には、連携する大学における~~プロジェクトの責任者を~~記入してください。
他大学との連携を予定していない単独プロジェクトの場合は、「大学名」の欄に「なし」と記入してください。

（様式1）「1 プロジェクトの内容等」について

【一般事項】

- (1) （様式1）は、5ページ以内で記述してください。なお、項目毎に改ページする必要はありません。
- (2) （様式1）では、必要に応じて図表や写真等を組入れても構いません。ただし、その場合であっても、上記（1）で定められたページ数内で作成してください。
- (3) 「1 プロジェクトの内容等について」は、「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム審査要項」中、「Ⅲ 審査方針」及び下記の「【個別事項】」に留意して記入してください。

【個別事項】

- (1) 「(1) プロジェクトの概要」の欄には、申請するプロジェクトの概要について、200字以内で記述してください。
- (2) 「(2) プロジェクトの内容について」の欄には、サービス・イノベーション人材育成に係る教育上の課題を明確にした上で、プロジェクトのアウトプットとしてどのような教育プログラムを開発し、どのような能力を発揮できる人材の育成を目指すのかなど、プロジェクトの教育研究内容・方法（カリキュラム、学生数等）等について具体的に記入してください。その際、これまでの実績等についても記入してください。また、対象として扱う学問分野についても明示してください。
- (3) 「(3) プロジェクトの実施計画について（連携体制・協力内容等も含む）」の欄には、プロジェクトを実施するための組織や構成メンバー、施設設備等の体制に加え、大学、民間企業等との連携体制、協力内容等について具体的に記述してください。また、プロジェクトのアウトプットを達成するための工程表（年度毎の実施計画等）についても記述してください。
- ※ 上記(2)、(3)のアウトプットや工程表については、実施状況調査や最終評価において活用することを予定しております。
- (4) 「(4) プロジェクトの有効性について」の欄には、このプロジェクトの教育上の効果がサービス・イノベーションの実現にどのようにつながるのか、申請するプロジェクトについて将来想定される課題及びその対応方策、他の大学に対する普及方策・波及効果等について具体的に記述してください。
- (5) 「(5) プロジェクトの評価体制について」の欄には、プロジェクトの不断の見直しを行うための組織としての評価体制及び方法について具体的に記入してください。
- (6) 「(6) 委託期間終了後の方針について」の欄には、委託期間終了後、自立かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画について具体的に記入してください。

(様式2) 「2 プロジェクトに係る経費」について

「平成~~19~~20年度～~~21~~22年度までのプロジェクトに係る予定経費」の欄には、プロジェクトの遂行に当たり、年度毎に支出を予定している経費及び積算内訳について、経費区分毎に記入してください(以下参照)。

なお、申請書に計上した経費であっても、他の**プログラム事業**又は他の補助金・委託費等により経費措置を受けている場合、あるいは、今後受ける場合及び本事業に沿わない経費については、対象になりませんので注意してください。

(委託費対象経費の使用上の注意)

「経費区分」は「旅費」、「人件費」、「事業推進費」毎に区分し、経費が発生しない場合は省略する。

○旅費

国内旅費、外国旅費、外国人招へい等旅費の区分毎に記載する。

○人件費

謝金 プロジェクトを推進するために専門的知識の提供、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費。

雇用等経費 特任教員・研究員等プロジェクトを遂行するために必要となる者(当該大学及び連携企業等の職員を除く)を雇用する場合の給与等に必要な経費。

○事業推進費

消耗品費 原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えないもの及び反覆使用に耐えるが比較的破損しやすいものであり、かつ単価が10万円以下であること。

印刷製本費 会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に係る経費。

通信運搬費 郵便、電話料、データ通信料、物品運搬料等に必要な経費。

雑役務費 送金手数料、Webサイト作成等に必要な経費。

会議費 プロジェクトを遂行するために必要な会議開催に係る飲食代等に必要な経費。

借損料 会議・会場の借料、物品使用料及び損料、車輛等の借上げ等に必要な経費。

その他 上記以外で当該プロジェクトを遂行するために必要な経費で文部科学大臣が認めたもの。

産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム

評価書（書類審査用）

大学名	
プロジェクト名	
審査委員名	
<p>1 プロジェクトの内容について （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容が優れている。 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容がある程度優れている。 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容が不十分である。</p> <p>（コメント）</p> <p><参考：審査方針></p> <p>②-1 開発する教育プログラムの内容（カリキュラム、学生数等）が明確なものとなっており、新規性・進歩性を有するか。</p> <p>②-2 経済活動における「サービス」を対象としてとらえた新たな学問体系を確立し、広くサービス全般において生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる俯瞰的な人材の育成を目指したものであるか。</p> <p>2 プロジェクトの実施計画について （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画が優れている。 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画がある程度優れている。 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画が不十分である。</p> <p>（コメント）</p>	

<参考：審査方針>

- ③-1 プロジェクトの目標や目的を達成するための実施計画が具体的かつ明確に設定されているとともに、これまでの実績等も踏まえ、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ③-2 取組責任者のリーダーシップのもと、目標達成に必要な学内関係部局との連携体制や教員組織の整備、運営委員会の設置など、プロジェクトを効果的に実施できるマネジメント体制となっているか。
- ③-3 教育プログラムの開発にあたり、何らかの形で民間企業等外部からのインプットを反映するものとなっているか
- ③-4 教育プログラムが、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の教育課程あるいはその一部として位置付けられうるものであるか。

3 プロジェクトの有効性について（ 評定 ）

- 4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性が十分認められる。
- 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性がある程度認められる。
- 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

- ④-1 プロジェクトの成果がサービス・イノベーションの実現への効果として期待できるものになっているか。
- ④-2 プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策が明確であり、他大学への波及効果が期待できるか。

4 プロジェクトの評価体制について（ 評定 ）

- 4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制が十分であると認められる。
- 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制がある程度認められる。
- 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制が不十分である。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ⑤-1 組織としてプロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ⑤-2 評価結果を教育研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムの整備又は計画がなされているか。

5 委託期間終了後の方針について (評定)

- 4 : 本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針が明確かつ適切である。
- 3 : 本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針がある程度明確かつ適切である。
- 2 : 本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針の一部に評価すべき点があるものの全体的には不明確かつ不適切である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針が不明確かつ適不切である。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ⑥-1 委託期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されているか。

総合評価 (評定)	4 このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。 3 このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。 2 このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。 1 このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。
--------------------	--

	<p><参考：審査方針></p> <p>①－1 ビジネス知識、IT知識、人間系知識等の分野横断的な知識を兼ね備え、サービスに関して高いレベルの知識と専門性を有するとともに、サービスにおいて生産性向上やイノベーション創出に寄与しうる資質をもった人材を育成するにふさわしい教育プログラムを開発しうるプロジェクトであるか。</p> <p>①－2 企業等において先導的役割を担う人材を育成するにふさわしい出口を意識したプロジェクトであるか。</p>
<p>総合評価所見</p>	

**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進
プログラム
面接審査要項**

(目的)

「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**」における優れた取組を選定するため、サービス・イノベーション人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、面接審査を実施するものとする。

(面接審査の進め方)

1. 時間の配分

- ①取組責任者等からプロジェクトについての説明 8分
- ②質疑応答 17分 合計25分

2. 説明者

- ①プロジェクトの説明は、取組責任者等、申請するプロジェクトの内容に責任を持って対応できる者が行う。
- ②申請者側の出席者は、5名以内。

3. 説明

プロジェクトの説明については、申請書の他、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用を認める（申請書から逸脱した内容のものは使用しないこと）。

(面接審査にあたっての留意事項)

- ①質疑応答は、申請者側の説明（8分）が終了してから行う。
- ②質疑応答では、時間的都合から、不明な点や更に明確にする必要があると思われる点等を簡潔に質問することとし、申請書に記載されている内容を改めて質問することは避ける。
- ③質疑応答では、推進委員会からプロジェクトに対し意見（評価）を述べることはしない。
- ④質疑応答は、「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**審査要項」「Ⅲ 審査方針」に留意して行う。
- ⑤申請者側の説明時間（8分）と質疑応答時間（17分）は厳守することとし、仮に申請者側の説明が8分以内で終了した場合でも、残り時間を質疑応答の時間に加えることはしない。

(「**産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム**」評価書（面接審査用）」の作成)

- ①「評価所見」の欄には、特記すべき事項があれば記述する。
- ②「評価」の欄には面接審査の結果を踏まえ、該当する番号に○印を付す。
- ③「総合的な評価所見」の欄には、面接審査結果を踏まえ、プロジェクトに対する評価を記述する。

産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—推進プログラム

評価書（面接審査用）

審査委員名：

大 学 名	
プロジェクト名	
評 価 所 見	<p>(1) プロジェクトの内容について</p> <p>(2) プロジェクトの実施計画について</p> <p>(3) プロジェクトの有効性について</p> <p>(4) プロジェクトの評価体制について</p> <p>(5) 委託期間終了後の方針について</p>
評 価 (番号に○印を付すこと)	<p>4 このプロジェクトは、審査要項に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。</p> <p>3 このプロジェクトは、審査要項に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。</p> <p>2 このプロジェクトは、審査要項に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。</p> <p>1 このプロジェクトは、審査要項に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。</p>
総 合 的 な 評 価 所 見	